

区からのお知らせ

SUGINAMI INFORMATION

保険・年金

障害基礎年金をご存じですか

国民年金に加入中または20歳前もしくは60～64歳に初診日のある病気やけがなどで重い障害を持ち、日常生活に著しい支障がある方は、障害基礎年金を請求することができます。

ただし、初診日の前日において、初診日の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除・納付猶予・学生納付特例期間が合わせて3分の2以上あるか、初診日の前日において、初診日の前々月までの1年間に保険料の未納がないことが要件となります。

なお、20歳前に初診日のある障害の場合は、本人の所得により、年金の支給が制限される場合があります。

原則として、65歳になる前までの手続きが必要です。詳細はお問い合わせください。

☎国保年金課国民年金係（第3号被保険者期間中に初診日のある方は、杉並年金事務所 ☎3312-1511）

岩手県・宮城県・福島県から避難している方へ特定健診や後期高齢者健診

東日本大震災により、岩手県・宮城県・福島県の一部の市町村から住民票を異動せずに他地域へ避難している、国民健康保険や後期高齢者医療制度にご加入の方は、避難先でも特定健診や後期高齢者健診を受けることができます。

☎受診期間=30年3月31日まで ☎避難する前の市町村へ連絡してください ☎国保年金課保健事業担当

子育て・教育

中学校卒業程度認定試験

病気などやむを得ない事由により義務教育を猶予または免除された方、猶予または免除を受けず今年度の終わりまでに中学校を卒業できないと見込まれることについて、やむを得ない事由があると文部科学大臣が認めた方などに対し、中学校卒業程度の学力があるかを認定する試験を行います。この試験は、文部科学省が実施し、合格者には高等学校への入学資格が与えられます。

☎願書受付期間=8月21日(月)～9月8日(金) ▶試験日=10月26日(木) ▶合格発表=12月4日(月) ▶受験案内等配布場所=東京都教育庁地域教育支援部義務教育課小中学校担当(新宿区西新宿2-8-1東京都庁第一本庁舎40階北側) ☎文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課認定試験第一係・第二係 ☎5253-4111

施設情報

図書館の臨時休館

特別整理(蔵書点検)を行うため、次のとおり臨時休館します。臨時休館中、当該図書館の本などは通常通り予約できますが、貸し出しまでに時間がかかる場合があります。

☎臨時休館日=永福図書館 ☎3322-7141=9月11日(月)～14日(木)、阿佐谷図書館 ☎5373-1811=9月19日(火)～22日(金) ☎各図書館

遊び場106番(テニスコート)の閉鎖

東京都による下高井戸調節池の整備工事開始に伴い、遊び場106番(テニスコート)(下高井戸2-28-23)は10月31日で閉鎖します。

☎スポーツ振興課施設管理係

採用情報 ※応募書類は返却しません。

非常勤保育士(嘱託員)

☎区立保育施設における保育業務 ▶勤務期間=10月1日～30年3月31日(5回まで更新可。ただし、65歳に達した年度末で退職) ▶勤務日時=月16日。月～土曜日午前7時30分～午後7時45分のうち、実働7時間45分(交代制。祝日を除く) ▶勤務場所=区立保育園・区立小規模保育事業所・区保育室のいずれか(年度途中を含め異動となる場合あり) ▶資格=都道府県知事の保育士登録を受け、9月30日までに保育士証の写しを提出できる方 ▶募集人数=10名程度 ▶報酬=月額18万2600円～ ▶その他=実務経験による報酬加算、有給休暇、健康診断、被服貸与あり。社会保険加入。交通費支給(上限あり) ☎申込書(保育課管理係(区役所東棟3階)で配布。区ホームページからも取り出せます)に保育士証の写し(取得見込み証明書も可)を添えて、8月25日午後5時(必着)までに保育課管理係へ簡易書留で郵送・持参 ☎同係 ☎①書類選考合格者には面接を実施(9月7日・8日を予定)。最終合格者の発表は9月中旬②採用決定後、所定の健康診断書(費用は自己負担)を提出

区以外の求人

産業商工会館運営協議会事務局 準職員

☎運営管理業務 ▶勤務期間=10月1日～30年3月31日(更新可) ▶勤務日時=月18日程度。交代制。午前8時30分～午後1時、1時～5時30分、5時30分～9時30分(午後10時までの場合あり)。土・日曜日、祝日勤務あり ▶勤務場所=産業商工会館 ▶募集人数=1名 ▶報酬=時給940円～(午後5時30分以降は1060円～) ▶その他=有給休暇あり。交通費支給(上限あり) ☎履歴書・職務経歴書を、8月14日(必着)までに産業商工会館運営協議会事務局(〒166-0004阿佐谷南3-2-19)へ郵送 ☎同事務局・岩嶋 ☎3393-1501 ☎書類選考合格者には面接を実施(8月24日)。9月に研修あり

募集します

ゆうゆう館協働事業実施団体

30年4月からゆうゆう館(阿佐谷・天沼・高円寺南・和泉・和泉・西荻北・下井草・永福)で協働事業を実施する団体を募集します。募集要項は区ホームページでご覧いただけます。

☎4月1日現在、都内で活動しているNPO法人および公共・公益的な事業を実施していて、次のいずれかの要件を満たす団体 ▶要件=①区内に事務所を置いている②区内で活動をしている ☎申請書(8月28日から高齢者施策課施設担当(区役所東棟1階)で配布)を、9月19日～28日に同担当へ持参(要予約)

◆募集説明会

☎8月25日(金)午後2時～3時 ☎区役所第5・6会議室(西棟6階) ☎電話で、高齢者施策課施設担当

☎高齢者施策課施設担当

障害者支援施設「なでしこ」の入所対象者

入所者が退所した場合に、新たな入所者が利用できるよう、あらかじめ入所対象者を募集します。入所対象者を登録し(翌年9月末まで有効)、入所者が退所した場合は、入所者推薦連絡会を開き、施設に入所対象者を推薦します。

☎募集要項(障害者施策課地域ネットワーク推進係(区役所東棟1階)、福祉事務所(荻窪=荻窪5-15-13/高円寺=高円寺南2-24-18/高井戸=高井戸東3-26-10)で配布。区ホームページからも取り出せます)を確認の上、申込書を8月31日午後5時までに障害者施策課地域ネットワーク推進係へ持参 ☎募集・申し込みに関することは障害者施策課地域ネットワーク推進係、入所希望者の推薦に関することは障害者生活支援課

平和のためのポスターコンクール

☎「あなたが思う戦争のない平和な世界」や「平和の大切さ・戦争の悲惨さ」などを表す作品(1人1点。自作のもの) ▶色=自由 ▶大きさ=A3～B3判 ▶賞=小中学生

それぞれ金賞、銀賞、銅賞(合計30点) ☎区内在住・在学の小学4年生～中学生 ☎区内在学学生は各学校へ提出。区外学校生は作品の裏面右下に氏名(フリガナ)・電話番号・学校名・学年を書いて、9月8日(必着)までに区民生活部管理課庶務係(区役所西棟7階)へ郵送・持参 ☎同係 ☎①応募者全員に参加賞あり②作品の著作権は区に帰属し、学校名・学年・氏名を公表の上、平和推進事業に使用します③12月上旬に表彰式を開催予定

都営住宅入居者

◆募集戸数

①ポイント方式による募集(家族向のみ)=1290戸(車いす使用者世帯向22戸を含む)②単身者向=225戸(車いす使用者向9戸を含む)③シルバーピア(高齢者集合住宅・単身者または二人世帯向)=52戸④事業再建者向定期使用住宅=10戸

◆申込書・募集案内の配布期間

8月9日(水)まで(各配布場所の休業日を除く)

◆申込書・募集案内の配布場所

▶①～③=区役所1階ロビー、子育て支援課(区役所東棟3階)、住宅課(西棟5階)、福祉事務所、区民事務所(平日夜間と休日は区役所の夜間・休日受付で配布) ▶④=住宅課

申込書の配布期間中のみ、JKK東京(東京都住宅供給公社) ☎http://www.to-kousya.or.jp/からも取り出せます。

..... いずれも

☎申込書を専用封筒で、8月15日(①④は午後6時まで。必着)までに郵送 ☎JKK東京(東京都住宅供給公社)都営住宅募集センター ☎0570-010-810(①～③(8月15日まで)・☎3498-8894(①～③(8月16日以降)・④) (いずれも土・日曜日、祝日を除く)、区住宅課住宅運営係

その他

杉並区産業実態調査を実施します

区内の産業実態を把握するため、無作為抽出された区内の事業所(全産業)、商店(小売業・飲食店・サービス業)、区民(20歳以上75歳未満の方)を対象にアンケート調査を実施しますので、ご協力をお願いします。

7月31日に調査票を郵送しました。調査票が届いた方は回答の上、同封の返信用封筒で8月31日までに投函してください。

調査結果は、杉並区産業振興計画の改定や産業振興施策の見直しをするための基礎資料、区内の事業者や区内での創業予定者の参考資料として活用されます。

☎産業振興センター管理係 ☎5347-9134

ご存じですか 検察審査会

選挙権を有する20歳以上の国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員が、検察官が犯罪を犯した疑いがある者を裁判にかけなかったことの善しあしを審査する制度です。

任期は6カ月で、検察官の不起訴処分が国民の常識に合致しているか否かを判断するもので、法律についての専門知識は不要です。検察審査員に選ばれた際は、ご協力をお願いします。

☎東京第一検察審査会事務局 ☎3581-2877

震災救援所訓練にご参加ください

区では、区立の小中学校等を震災救援所(震災時の避難・救援活動の拠点)としており、震災時に備えて訓練を実施しています。8月は以下の震災救援所で訓練を実施します。

☎8月27日(日)午前10時～午後1時 ☎神明中学校(南荻窪2-37-28) ☎防災課

杉並区農業委員会委員の決定

農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員会委員の選出方法が、選挙制から区議会の同意を要件とする区長の任命制に変わりました。7月20日(木)、13名が第23期農業委員会委員として区長から任命されました。任期は7月20日～32年7月19日です。詳細は、区ホームページをご覧ください。

☎産業振興センター都市農業係 ☎5347-9136

8月の各種相談

内容	日時・場所・対象・定員ほか	申し込み・問い合わせ
住まいの修繕・増改築無料相談★	☎月・金曜日午後1時～4時（8月14日、祝日を除く） 場区役所1階ロビー	☎住宅課
住宅の耐震無料相談★	☎8月9日(水)午後1時～4時 場区役所1階ロビー 他図面などがある場合は持参	☎建築課耐震改修担当
マンション管理無料相談	☎8月10日(木)・24日(金)午後1時30分～4時30分 場区役所1階ロビー 区内在住のマンション管理組合の役員・区分所有者等 定各日3組（申込順）	☎杉並マンション管理士会 http://suginami-mankan.org/ から申し込み。または申込書（区ホームページから取り出せます）を、同会事務局 ☎3393-3652へファクス ☎同会事務局 ☎3393-3680、区住宅課
専門家による空家等総合相談窓口	☎8月17日(木)午前9時20分・10時15分・11時10分（1組45分） 場相談室（区役所西棟2階） 区内の空き家等の所有者等（親族・代理人を含む） 定各1組（申込順）	☎申込書（区ホームページから取り出せます）を、8月15日までに建築課空家対策係 ☎5307-0690へファクス ☎同係
土曜法律相談	☎8月19日(土)午後1時～4時（1人30分） 場相談室（区役所西棟2階） 定12名（申込順）	☎電話で、8月14日～18日午前8時30分～午後5時に専門相談予約専用 ☎5307-0617。または区政相談窓口で予約 ☎同課
不妊専門相談	☎8月22日(火)午後1時30分・2時10分・2時50分・3時30分 場杉並保健所(荻窪5-20-1) 区内在住・在勤・在学の方 定各1名（申込順）	☎☎電話で、杉並保健所健康推進課健康推進係 ☎3391-1355

※★は当日、直接会場へ。

ありがとうございました

5・6月のご寄付
(敬称略・順不同)

【福祉】山口泰生=1万円▶中村昭典=8万円▶鈴木和博▶匿名および氏名のみ公表分計=3万3000円

【みどりの基金】みどりの保全=高岡和敏=50万円▶みどりのイベント2017参加者有志=2万2904円▶鈴木和博▶鈴木千代子▶堀井靖久/(仮称) 荻外荘公園の整備=山田裕=1万円▶桑山光之介=1万円▶匿名および氏名のみ公表分計=13万5873円

【NPO支援基金】杉並区NPO支援基金普及委員会=6412円▶NPO法人むさしの児童文化協会=1万円▶鈴木和博▶小林善和▶浅川千秋▶低引稔▶平田敦子▶匿名および氏名のみ公表分計=11万5000円

杉並名誉区民の訃報

能囃子方大鼓高安流の宗家預かりの重要無形文化財保持者（人間国宝）で、杉並名誉区民の安福建雄（やすふく・たつお〈下写真〉）氏が7月17日、逝去されました。78歳。

謹んでご冥福をお祈りいたします。
☎総務課



「平成29年7月5日からの大雨災害義援金」にご協力をお願いします

◇日本赤十字社での受け付け

【受付期間】8月31日(木)まで

【入金方法】「ゆうちょ銀行 口座記号番号 00190-2-696842 口座加入者名 日赤平成29年7月大雨災害義援金」へ振り込み

※受領証の発行は、通信欄に「受領証希望」と記入。振込手数料はかかりません。

◇区役所にも義援金箱を設置します

【設置期間】8月31日(木)まで

【設置場所（祝日を除く）】月～金曜日=保健福祉部管理課地域福祉推進担当（区役所西棟10階）、区民課区民係（東棟1階。第1・3・5土曜日も受け付け）

☎保健福祉部管理課地域福祉推進担当

個人住民税(特別区民税・都民税)、軽自動車税に係る税制を改正しました

—— 問い合わせは、課税課へ。

住民税の配偶者控除・配偶者特別控除の見直し (適用=31年度分以後)

配偶者控除

- 適用を受ける納税義務者に所得制限を設けます（合計所得金額1000万円超は適用対象外となりました）。
- 適用を受ける納税義務者の合計所得金額に応じて、控除額を段階的に縮小します（表1）。

表1

納税義務者の合計所得金額	控除額 控除対象配偶者	控除額 老人控除対象配偶者
900万円以下	33万円	38万円
900万円超950万円以下	22万円	26万円
950万円超1000万円以下	11万円	13万円

配偶者特別控除

- 配偶者の合計所得金額の上限を123万円以下（現行76万円未満）に引き上げます。
- 納税義務者の合計所得金額に応じて、控除額を段階的に縮小します（表2）。
- 配偶者の合計所得金額に応じて、控除額は減滅・消失します。

表2

納税義務者の合計所得金額	控除額
900万円以下	最高33万円 最低3万円
900万円超950万円以下	最高22万円 最低2万円
950万円超1000万円以下	最高11万円 最低1万円

※控除額の詳細は区ホームページをご覧ください。

軽四輪車等に係る軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の見直し・延長（30・31年度）

4月1日～31年3月31日に新車新規登録をした一定の性能を有する軽四輪車等（三輪以上の軽自動車）について、その燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）を延長し、取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置が適用されることになりました。

対象および軽減割合

軽乗用車

対象車	内容
電気自動車等※1	税率をおおむね75%軽減
ガソリン車・ハイブリッド車※2 32年度燃費基準+30%達成車※3	税率をおおむね50%軽減
ガソリン車・ハイブリッド車※2 32年度燃費基準+10%達成車※3	税率をおおむね25%軽減

軽貨物車

対象車	内容
電気自動車等※1	税率をおおむね75%軽減
ガソリン車・ハイブリッド車※2 27年度燃費基準+35%達成車	税率をおおむね50%軽減
ガソリン車・ハイブリッド車※2 27年度燃費基準+15%達成車	税率をおおむね25%軽減

※1.電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車（21年排ガス規制NOx10%以上低減または30年排ガス規制適合）になります。

※2.17年排ガス規制75%低減または30年排ガス規制50%低減達成車に限ります。

※3.燃費基準要件が見直されました。

※4.各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

※5.税率などの詳細は区ホームページをご覧ください。

臨時福祉給付金(経済対策分)の申請をお忘れなく ～申請期限は10月10日(消印有効)

給付金を受給するには、申請が必要です。期限までに申請がない場合は、給付金を受け取ることができません。支給の可能性のある方には、申請書類を4月10日(月)にお送りしています。

◇支給対象者

次の①②全てに当てはまる方。

- ①28年1月1日時点で杉並区に住居登録されている方(28年1月2日以降に区外へ転出した方を含む)
②28年度の区市町村民税(均等割)が課税されていない方
※本人が非課税でも、課税されている方の扶養親族等や生活保護受給者等である方、支給決定前に亡くなった方などは除く。

◇支給額

1人1万5000円(1回限り)。

◇申請方法

申請書類が届いた方は、支給対象となるか確認の上、該当する場合は添付書類とともに返信専用封筒で郵送してください。

区は申請内容を審査し、結果を郵送でお知らせします。支給決定者には、指定の口座へ給付金を振り込みます。申請から結果の送付、給付金の振り込みまで2カ月程度を要します。

※28年1月2日以降に杉並区に転入した方は、28年1月1日に住民登録のあった区市町村にお問い合わせください。

※同時に申請した場合でも、支給時期が異なることがあります。

※区民事務所では申請を受け付けていません。

◇DV被害者の方へ

配偶者からの暴力を理由に避難している等の事情により、杉並区に住居登録していなくても支給対象となる場合がありますので、早めにご相談ください。

◇「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください

区や厚生労働省などの職員が、電話でATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることは絶対にありません。

「おかしいな」と思ったら、一人で判断せず、区や最寄りの警察署、警察相談専用電話(☎#9110)にご連絡ください。

◇相談・問い合わせ先

申請書を紛失した、書き方が分からないなどのときは、コールセンターへお問い合わせください。

○杉並区臨時給付金専用コールセンター

☎0120-00-9292

【受付時間】午前8時30分～午後5時30分(土・日曜日、祝日を除く)

※保健福祉部管理課臨時給付金担当の窓口は区役所地下1階です。

現況届の提出をお忘れなく～提出期限は8月31日 児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成・特別児童扶養手当

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成を受けている方へ、7月末に現況届用紙を郵送しました。特別児童扶養手当を受けている方には、8月上旬に現況届用紙を郵送します。

現況届は、引き続き支給要件があるかを確認するためのものです。8月1日現在の状況を記入して、8月31日までに提出してください。提出がないと手当や医療費の支給ができなくなります。

各制度とも所得制限があります。詳細は、各係へお問い合わせください。また、区内に住所があり制度に該当すると思われる方も、各係にお問い合わせください。

◇児童扶養手当

●対象=児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日(中度以上の障害を有する児童は20歳未満)までで、離婚などにより父または母と生計を異にする児童を養育している方(28年度に支給停止となっている方と、受給者または扶養義務者の28年分所得が制限額以上と思われる方も、現況届を必ず提出してください)。

審査結果は9月以降順次発送予定です。なお、児童扶養手当受給資格発生から5年を経過する方(一部を除く)については、「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」(緑色の用紙)をすでに送付しています。現況届とあわせて提出してください。

☎子育て支援課子ども医療・手当係

◇ひとり親家庭等医療費助成

●対象=児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日(中度以上の障害を有する児童は20歳未満)までで、離婚などにより父または母と生計を異にする児童を養育しているひとり親家庭などで、国民健康保険または社会保険等に加入している方。

引き続き受給資格がある方には、12月下旬に医療証を、12月末で受給資格が消滅する方には、受給資格消滅通知を送付します。

☎子育て支援課子ども医療・手当係

◇特別児童扶養手当

●対象=20歳未満で障害のある児童(愛の手帳おおむね1～3度程度、身体障害者手帳おおむね1～3級程度、その他日常生活に著しい制限を受ける内部障害または精神の障害がある児童)を監護または養育している方。

☎障害者施策課障害者福祉係

福祉手当等の申請はお済みですか

心身に障害のある方や難病患者の方に、各種手当の支給や医療費の助成などを行っています。手当などの内容は表1のとおりです。

表1 心身障害者(児)手当等

手当等の種類	対象者	手当額(月額)
心身障害者福祉手当(◎○△□)	次のいずれかに該当する方①身体障害者手帳1・2級②愛の手帳1～3度③脳性まひまたは進行性筋萎縮症	1万7000円
	次のいずれかに該当する方①身体障害者手帳3級②愛の手帳4度 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方	1万1500円 5000円
障害手当(◎○□)	次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方①身体障害者手帳1・2級②愛の手帳1～3度③脳性まひまたは進行性筋萎縮症	1万7000円
特別障害者手当(◎□)	在宅の20歳以上で精神や身体に重度の障害(身体障害者手帳1・2級程度と愛の手帳1・2度程度の障害が重複している状態など)があるため、常時特別な介護が必要な方	2万6810円
障害児福祉手当(◎○□)	20歳未満で精神や身体に重度の障害(身体障害者手帳1級(2級の一部)程度または愛の手帳1度(2度の一部)程度など)があるため、常時介護が必要な方	1万4580円
特別児童扶養手当(◎○□)	次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方①身体障害者手帳1～3級(4級の一部)程度②愛の手帳1～3度程度③日常生活に著しい制限を受ける精神障害、発達障害、身体の障害、内部の障害または疾患がある児童	1級=5万1450円 2級=3万4270円
福祉手当(◎○□)	昭和61年3月31日で廃止後、経過措置に該当する方のみ	1万4580円
重度心身障害者手当(◎○△□)	次のいずれかに該当する方①重度の知的障害者で、日常生活において常時複雑な配慮が必要な程度の著しい精神症状を有する②重度の知的障害と重度の身体障害が重複している③重度の肢体不自由者で、両上肢、両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度以上の身体障害を有する	6万円

すでに受給中の方は手続き不要です。対象者でまだ申請をしていない方は申請をしてください。なお、年齢制限、所得制限(表2)、他の手当や年金との併給制限、施設入所等支給制限事項に該当する方は受給できません。

また、所得制限額超過で手当などが受給できなくなった場合でも、翌年度以降再び所得が制限額内となれば受給できます。該当する方は新たに申請手続きが必要です。

手当等の種類	対象者	手当額(月額)
難病患者福祉手当(◎○△□)	区が定めた難病疾病(342種類。疾病によって条件があります)を有する方	1万6500円
介護手当(○△□)	心身障害者福祉手当受給者または障害手当の対象児童で、寝たきり状態などで常時介護を必要とする方を介護している方	1万500円
心身障害者医療費助成(◎△)	次のいずれかに該当する方に、保険診療の自己負担分(後期高齢者医療制度に準じた一部負担金を除く)を助成①身体障害者手帳1・2級(内部障害は3級まで)②愛の手帳1～3度③脳性まひまたは進行性筋萎縮症	
重度脳性麻痺者介護事業(○△)	単独で屋外活動することが困難な20歳以上の方で、脳性まひにより身体障害者手帳1級を取得した重度の方を介護している家族の方▶介護人に支払う手当=1回1日単位で月12回以内・1回6560円	

※◎=所得制限あり、○=併給制限あり、△=65歳以上は原則対象外、□=入院・施設入所は制限あり。

表2 所得制限額

●受給者が20歳以上の場合は本人所得

●20歳未満の場合は扶養義務者等の所得

扶養親族の数(人)	所得額	扶養親族の数(人)	所得額
0	360万4000円	3	474万4000円
1	398万4000円	4	512万4000円
2	436万4000円	5	550万4000円

(注)1.世帯の状況等に応じて各種控除が受けられる場合があります。2.特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当は所得制限額が異なります。詳細は、お問い合わせください。

☎障害者施策課障害者福祉係

8月から高額療養費制度が改正されます

——問い合わせは、国保年金課国保給付係へ。

◆70歳以上の方の自己負担限度額が一部改正されます

医療機関にかかり医療費が高額になるとき、保険給付対象となる医療費の自己負担に一定の上限（自己負担限度額）を設けていますが、8月から70歳以上の方の自己負担限度額が一部改正されます（下表のとおり。70歳未満の方の自己負担限度額に変更はありません）。

7月まで

	区分	自己負担限度額	
		外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
住民税課税世帯	現役並み所得者※1	4万4400円	8万100円（医療費総額が26万7000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算）【4回目以降4万4400円】
	一般	1万2000円	4万4400円
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ※2	8000円	2万4600円
	低所得Ⅰ※3		1万5000円



8月～30年7月

	区分	自己負担限度額	
		外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
住民税課税世帯	現役並み所得者※1	5万7600円	8万100円（医療費総額が26万7000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算）【4回目以降4万4400円】
	一般	1万4000円 （年間上限14万4000円）	5万7600円【4回目以降4万4400円】
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ※2	8000円	2万4600円
	低所得Ⅰ※3		1万5000円

※1 課税所得145万円以上の方がいる世帯。

※2 世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の世帯。

※3 世帯主と国保加入者全員が住民税非課税で、各人の公的年金収入が80万円以下かつその他の所得がない世帯。

(仮称)エクレシア南伊豆 入所申し込み説明会

——問い合わせは、^{しゅうかい} 卒友会みくらの里 ☎0558-27-3000、区高齢者施策課へ。

全国初となる静岡県南伊豆町との自治体間連携による特別養護老人ホーム「(仮称)エクレシア南伊豆」(静岡県賀茂郡南伊豆町加納792)が30年3月(予定)に開設します。

入所申し込み受け付けに当たり、お知らせ事項、利用料金や入所に当たっての支援などを紹介する説明会を開催します。また、入所を希望する区民の方を対象に臨時申込窓口を開設します。

◆説明会

📅 8月15日(火)・9月19日(火) ①午前10時～11時30分 ②午後1時30分～3時 場 区役所第5・6会議室(西棟6階) ☎電話で、各開催日の前日までに卒友会みくらの里 ☎0558-27-3000、区高齢者施策課施設整備推進担当

◆臨時申込窓口

📅 8月14日(月)～16日(水)=高齢者施策課(区役所東棟1階10番窓口) ▶ 9月19日(火)～22日(金)=区役所2階区民ギャラリー/いずれも午前9時～午後5時

📺 「(仮称)エクレシア南伊豆」の紹介パネル等も展示



公園利用のマナー

——問い合わせは、みどり公園課管理係へ。

他の利用者や近隣への迷惑、危険を防ぐため、利用マナーとルールを守り、みんなが楽しく気持ちよく利用できる公園にしましょう。

◇流れ(小川)での水遊び

夏休み期間中、公園の流れに水を流します。以下のことに注意してください

- ① 幼児には必ず保護者が付き添ってください
- ② 水は消毒していますが、飲まないでください
- ③ けが防止のため、履物を履いてください

◇花火

公園内は原則火気の使用はできませんが、夏休みの期間は、青少年健全育成を目的とする団体にのみ花火の使用を許可しています。事前にみどり公園課管理係へお問い合わせください

なお、騒音や火災の危険から、打ち上げ花火・音の出る花火・置き花火は禁止しています

◇早朝・夜間は静かに

公園利用者の早朝・夜間の話し声等が問題になっています。静かにご利用ください

◇たばこを吸うときは

他の利用者や周辺居住者の受動喫煙とならないようにマナーを守ってください。特に子どもがいる場所での喫煙はご遠慮ください。ポイ捨ては禁止です

◇犬を連れての利用

区内の公園では犬を連れての利用はできませんが、管理事務所のある井草森・馬橋・蚕糸の森・塚山・柏の宮・桃井原つば・下高井戸おおぞら公園は、短いリードをつけての利用が可能です。他の利用者に迷惑が掛からないよう以下のマナーを守りましょう

- ① 短いリードをつける(伸びるリードで自由に歩かせない)
- ② ふんを持ち帰る
- ③ ブラッシングはしない
- ④ 水道の蛇口から直接水を飲ませない
- ⑤ 水遊び場や花壇に入れない

◇自転車・バイクの置き場ではありません

通勤・通学などでの駐輪・駐車はできません

◇その他

- 子ども会や町会、学校、幼稚園、保育園等で団体利用する場合は、公園占用許可申請が必要です
- 公園での営業行為は禁止です



公園施設・不審物などお気づきの点がありましたら、ご連絡をお願いします

ダイオキシン類調査結果のお知らせ

28年度に実施した調査結果を下表のとおりお知らせします(表1・2)。大気・河川とも環境基準値内の濃度でした。

表1 大気中ダイオキシン類調査結果

単位: pg-TEQ/m³

調査地点	28年 5月19日 ～26日	8月18日 ～25日	11月10日 ～17日	29年 2月9日 ～16日	28年度 年平均値	27年度 3調査地点の 年平均値
井草森公園	0.013	0.011	0.029	0.014	0.017	0.017
大宮前体育館	0.018	0.020	0.024	0.0087	0.018	0.017
郷土博物館	0.015	0.015	0.024	0.011	0.016	0.017

※環境基準=0.6pg-TEQ/m³以下。

表2 河川ダイオキシン類調査結果(水質)

単位: pg-TEQ/l

調査地点	28年8月5日	29年1月13日	28年度 年平均値
宮下橋(神田川)	0.074	0.064	0.069
佃橋(神田川、玉川上水放流口)	0.91	0.13	0.52
尾崎橋(善福寺川)	0.063	0.064	0.064
和田見橋(神田川)	0.066	0.064	0.065

※環境基準=水質:1pg-TEQ/l以下。

●ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシンおよびコプラナーPCBを合わせたものです。

●1pgは1兆分の1gです。

●TEQとは、ダイオキシン類の毒性の強さは種類により異なるので、最も毒性の強いダイオキシンの量に換算したものです。

◇簡易焼却炉の使用は原則として禁止です

「杉並区ダイオキシン類の発生抑制に関する条例」により、簡易焼却炉による焼却や野焼きなどは原則禁止されています。

◇家庭用簡易焼却炉を無料で回収しています

固定されているものや簡単に運べないものは対象外です。

◇煙や臭いの苦情が寄せられています

落ち葉のたき火は控えましょう。

☎環境課公害対策係



粗大ごみ処理手数料・動物死体処理手数料等改定のお知らせ

—問い合わせは、ごみ減量対策課管理係、杉並清掃事務所 ☎3392-7281、同事務所方南支所 ☎3323-4571へ。

10月1日から各種手数料が改定されます

◇粗大ごみ処理手数料

家庭で使用しなくなった家具などの大きなごみ(おおむね一辺が30cm以上)を出すときにかかる手数料が、下記のとおり改定されます。ただし、9月30日までに収集申し込みが完了し、収集日が10月31日までの場合は、旧料金で取り扱います。

◇改定品目一例

- 布団、電気掃除機=300円→400円
- 机、シングルベッド(ベッドマット除く)=1000円→1200円
- 応接用イス(2人以上用)、ダブルベッド(ベッドマット除く)=1800円→2000円
- 持ち込みによる手数料(日曜日のみ。1回5点まで)=300円→400円

◇臨時ごみ収集における廃棄物処理手数料

1kgにつき36.5円→40円

◇動物死体処理手数料

2600円→3100円



29年度10月～30年3月版「ごみ・資源の収集カレンダー」を全戸配布します

順次住んでいる地域ごとに全世帯(事業所を含む)のポスト(マンション・アパート各部屋を含む)へ直接、投函します(下表のとおり)。ポスト内の他の広告に紛れていることがありますので、確認してください。

住所を確認してください↓



10月～30年3月版はカレンダーのみ(A3判・2つ折り)です。ごみ・資源の分け方・出し方は、4～9月版の資料編を保存し、活用してください。

また、10月から可燃ごみ・不燃ごみの収集開始時間、不燃ごみ・資源(古紙・ペットボトル)の収集曜日が一部地域で変更になります。住んでいる地域の収集曜日を再度ご確認ください。

- 1世帯(1事業所)につき1部配布します(ポストや表札の数で判断)。
- 表札が1つでも2世帯以上でお住まいの方、お住まいと集積所が違う町丁目にある方、配布期間が過ぎてもお手元に届かない方はご連絡ください。

配布期間	配布地域(管轄清掃事務所別)	
	杉並清掃事務所	杉並清掃事務所方南支所
8月22日(火)～28日(月)	阿佐谷北・阿佐谷南・梅里2丁目・荻窪・上荻・成田西・成田東	和泉・梅里1丁目・大宮・方南・堀ノ内・松ノ木
8月29日(火)～9月4日(月)	上高井戸・久我山・松庵・高井戸西・西荻北・西荻南・南荻窪・宮前	永福・下高井戸・高井戸東・浜田山
9月5日(火)～11日(月)	天沼・井草・今川・上井草・清水・下井草・善福寺・本天沼・桃井	高円寺北・高円寺南・和田

図配布については、フットワークス中野営業所 ☎5389-0787(午前9時～午後5時〈10月31日まで。土・日曜日、祝日を除く〉)。内容については、杉並清掃事務所 ☎3392-7281、同事務所方南支所 ☎3323-4571、ごみ減量対策課

感染症に気を付けましょう

夏は旅行やレジャーで海外などへ出掛ける機会が増えます。海外で流行する感染症にかかったり、国内に持ち込まないよう、正しい知識と予防方法を身に付けましょう。

—問い合わせは、杉並保健所保健予防課 ☎3391-1025へ。

海外で気を付けたい感染症

生活環境の異なる海外では、食べ物・飲料水・虫刺され・動物との接触などで思わぬ感染症にかかることがあります(下表参照)。

主な感染源	病気	予防・注意点
水・食べ物	A型肝炎・E型肝炎・コレラ・赤痢・腸チフスなど	生の食品(不十分な加熱)や現地の水は感染の心配があります。さらに飲み物に入った氷は、現地の水を凍らせて作っていたり、カットフルーツやサラダは水道水で洗ったりしている場合が多いので、注意しましょう。
蚊	デング熱・ジカウイルス感染症・黄熱・マラリア・日本脳炎・チクングニア熱など	肌を出さない服装の工夫や虫除けスプレーを利用し、草むらにむやみに入らないようにしましょう。また、妊娠中の方は、ジカウイルス感染症の流行地への渡航を控えましょう。
動物	狂犬病・鳥インフルエンザなど	狂犬病は発病すると100%死亡する怖い病気です。野生動物や犬、猫、鳥類にはむやみに触らないようにしましょう。
	中東呼吸器症候群(MERS<マーズ>)	24年以降中東で発生している新たな感染症です。ラクダとの接触や未殺菌の乳の摂取は避けましょう。
人	麻しん・風しんなど	近年は国内だけでなく、海外での感染事例もみられ、注意が必要です。特に麻しんは感染力が強く、医療の整った先進国でも死亡者(特に子ども)が出る病気です。

旅行前の準備

渡航先や旅行プランに合わせた情報の入手が大切です

疲労やストレスで体の抵抗力が落ちると、病気にかかりやすくなります。無理のないスケジュールを心掛けましょう。また、持病がある方は事前に診察を受けるなど、感染の危険を減らしましょう。

予防接種の必要性を確認しましょう

渡航先・渡航期間などで接種が必要なものや接種しておいた方がよいものを確認しましょう。

各国の最新の感染症情報は厚生労働省検疫所FORTH <http://www.forth.go.jp/>をご覧ください。

帰国後は…

帰国時に体調不良がある場合は、空港検疫所健康相談室で相談してください。感染症によっては感染してから発症するまでの期間が数カ月と長いものもあります。下痢・腹痛・発熱などの症状が出た場合には、速やかに医療機関を受診し、渡航先や期間などを伝えてください。

国内での感染拡大を防ぐため、医療機関に行く前に保健所や検疫所への連絡が必要となる場合もあります。

感染しない・させないために

感染予防の基本は手洗いです。トイレの後や食事の前はせっけんを使い、しっかり手洗いをしましょう。特に下痢の症状がある場合は、軽い症状でも保菌し、身近な人へうつす可能性があります。また、せきやくしゃみがある場合は、マスクをするなどのせきエチケットを心掛けましょう。

夏に気を付けたい国内の感染症

腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26など)

毎年夏に増加します。主な原因食品は生食や加熱不十分な牛肉・牛レバーなどの肉類です。

バーベキューや焼き肉をするときには十分に加熱し、焼く用と食べる用の箸を別にしましょう。そのまま食べる野菜などが生肉と触れないよう、取り扱いにも注意しましょう。

咽頭結膜熱(プール熱)・ヘルパンギーナ・手足口病・A群溶血性レンサ球菌咽頭炎など

いずれもウイルスや細菌により感染します。感染予防には手洗い、うがいの励行が大切です。

詳細は、東京都感染症情報センター <http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/>をご覧ください。

連載

第2回

「区立施設の再編を考える」

『シセツサイヘン』と人口の関係



このコラム(毎月1日号に掲載。全9回予定)では、区民の皆さんの生活に関わりが深い「区立施設再編整備計画」について、この計画の目的や進め方など、皆さんに分かりやすくお伝えしていきます。

—問い合わせは、企画課施設再編・整備担当へ。

施設は利用者あってのものですから、今ある施設をどうするか、これからどんな施設がどのくらい必要になるかは、区の人口が将来どう変わっていくのかを見据えて考えていく必要があります。



そういえば、この間学校の先生から、東京への人口集中が進んでいるって聞いたよ。杉並区の人口も同じように増えていて、56万人を超えたんだって。

よく知っているね。確かに区の人口はここ数年増えています。それは、地方を中心とした区外からの転入者が増えていることが主な要因です。でも日本全体で見ると、出生率の低下によって人口の減少が進んでいて、国はおよそ50年後の2065年には、現在の約7割の8800万人程度まで人口が減少すると推計しているんだ。日本の総人口が減れば、当然、地方から区への転入者も減るので、長期的に見ると区の人口も減ることは避けられないと考えているよ。



なるほど。とはいっても、区の人口が減るのは少し先の話よね。それなのにどうして今から施設の再編を進める必要があるのかしら？



区職員

施設は50年以上使い続けるものなので、将来を見据えて考える必要があります。将来的には人口が減るだけじゃなく、より高齢者の割合が増えるなど、人口の構造も変化します。そうなれば医療や介護にかかるお金が増える一方で、働き手が減って税収が減ることが考えられます。また、あわせて施設に関するニーズも変わっていきます。これらを考えて、今から施設再編を進める必要があるんです。

次回
予定

区立施設にかかるお金と
「シセツサイヘン」

お待ちしております 区民の皆さんの声

28年度に寄せられたご意見などの概要を紹介

区政へのご意見など区民の皆さんからの声は、区民サービスの向上や事務の改善を進める上で、大変貴重なものです。

28年度中に寄せられたご意見などの総数(区政相談課で受け付けた件数)は1122件でした。

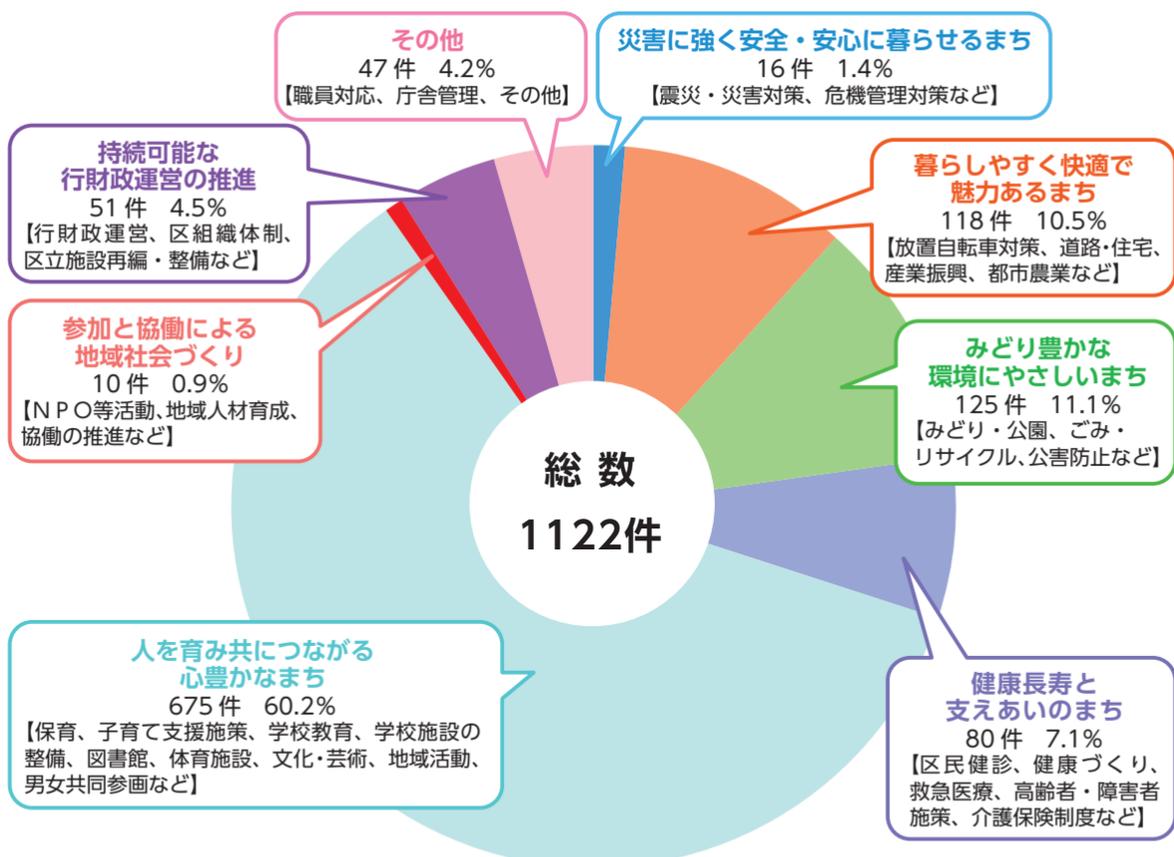
内容はあらゆる分野にわたっていますが、28年度の特徴として、「待機児童解消緊急対策」などの保育園に関する分野が含まれる「人を育み共につながる心豊かなまち」についてのご意見が数多く寄せられたことが挙げられます(右図参照)。

なお、区の所管外(国や都などの関係機関、公共交通機関等)の事業についてのご意見は、氏名・住所などの個人情報に配慮した上で、各担当機関に連絡しています。

区政へのご意見・ご要望等は、区ホームページ・「ふれあい通信(区長へのハガキ)」・郵送・ファクス・電話などからお寄せいただけます。「ふれあい通信(区長へのハガキ)」は、区役所・区民事務所・地域区民センターなどに備えています。

区政相談課(〒166-8570阿佐谷南1-15-1 FAX 3312-3531)

【28年度 ご意見・ご要望の「杉並区基本構想(10年ビジョン)」に掲げる目標および施策別件数】



※内訳の比率(%)は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで示しているため、比率の合計は必ずしも100.0%にならない場合があります。

杉並区公式 フェイスブックページ を始めました



区のさまざまな情報を広く発信するため、フェイスブック（Facebook）ページを開設しました。
 区の取り組みや地域の魅力、イベント情報など、区民の皆さんの知りたい情報を発信していきます。
アカウント名：杉並区広報課

ツイッター、ユーチューブもご覧ください！

災害関連情報をお知らせするために、区ホームページに掲載された災害に関連する情報をツイッター（Twitter）で発信しています。

アカウント名：東京都杉並区

ユーチューブ（YouTube）では、広報番組「すぎなみニュース」「すぎなみニュースまちかどNOW」をはじめ、区長記者会見動画や各課制作の動画等を配信しています。

アカウント名：杉並区公式チャンネル

フェイスブックページ、ツイッター、ユーチューブは区ホームページからご覧になれます。

岡広報課

民間企業との連携・協働により、区民サービスの向上を図る取り組みを進めています

区は、区と民間企業双方の人材や知識などの資源を活用することで、健康づくりや災害対策、高齢者の支援等に取り組んでいます。

地域の活性化や区民サービスの向上のため、これからも民間企業との連携・協働の取り組みを進めていきます。—— 問い合わせは、企画課へ。

大塚製薬株式会社と、「連携と協働に関する包括協定」を締結しました（4月12日）

取り組みの一例

- 熱中症予防の啓発ポスター（右画像）の作成・掲示
- 健康づくり講習会への講師派遣



株式会社セブン・イレブン・ジャパンおよび株式会社イトーヨーカ堂と、「地域活性化包括連携協定」を締結しました（5月19日）

取り組みの一例

- 認知症サポーターの店舗への配置
- 災害時における応急物資の優先提供



▲協定締結式（認知症サポーター養成講座受講者と）



すぎなみをNPOから変えていく

29年度杉並区NPO活動資金助成事業決定

区内では、子育て支援、障害者、高齢者への福祉サービス、まちづくり、環境保全などのさまざまな地域貢献活動がNPOの手で行われています。

「杉並区NPO支援基金」は皆さんからの寄付をもとに、こうした活動を応援しています。

29年度、同基金が助成する事業が決定しましたのでお知らせします。

各団体の活動・イベント等については、各団体ホームページまたは直接団体へお問い合わせください。

—— 問い合わせは、地域課協働推進係 ☎3312-2381へ。

29年度 杉並区NPO活動資金助成事業

助成事業名	実施団体	助成額	
活動促進事業	地域の小中学生のためのロボットプログラミング教室	子ども理科教育振興会 ☎3318-4344 HP https://kodomorika.jimdo.com/	22万5000円
	団塊世代を中心とした地域での新しい社会参加の推進	障害者就労支援センター どんまい福祉工房 ☎3396-2881 HP http://donmaikoubo.org/	30万円
	ごはん会+「星を見る会」で地域をもっとつなげよう!	たすけあいワーカーズさざんか ☎5347-1130 HP http://www.npo-sazanka.org/	12万4000円
	会話支援実践付き失語症理解入門講座	日本失語症協議会 ☎5335-9756 HP http://www.japc.info/	15万5000円
協働事業	杉並×南相馬 本・映画でつなぐリレートーク	チューニング・フォー・ザ・フューチャー ☎5397-3400 HP http://www.sugi-chiiki.com/npo-tff/	28万4000円
	すぎなみ 障害者の命と権利を守ろうプロジェクト	てんぐるま ☎6868-4912 HP http://www.tenguruma.org/	30万円
	第1回中学生のための防災リーダー養成講座	まちの塾freebee ☎070-6467-3801 HP http://www.freebee.cc/	33万3000円
みる・さく・つくるen=gawa夏休み&和の文化を共に	むさしの児童文化協会 ☎5930-1422 HP https://musashino-jidoubunka.jimdo.com/	30万円	
若者活動	「杉並ヒーロー映画祭2017」と上映会	COSMO FEST ☎080-1782-0337 HP http://cosmofest.org/	36万7000円



▲6月11日・12日実施の杉並ヒーロー映画祭2017 [COSMO FEST]



▲7月14日実施の本・映画でつなぐリレートーク [チューニング・フォー・ザ・フューチャー]

「社会のスキマ」を埋めるNPO活動を応援してください～杉並区NPO支援基金への寄付のお願い



「自分のお金を社会に役立てたい」「地域に貢献したい」とお考えでしたら、その思いを「杉並区NPO支援基金」にお寄せいただけませんか。皆さんからの寄付が助成金となって、NPOの活動を支えます。地域の力で地域の活動をサポートし、地域に笑顔を増やす…そんな善意の輪をつなげていくために、ご協力をお願いします。

寄付の方法

- お近くの郵便局から＝杉並区NPO支援基金リーフレット（区役所、区民事務所、地域区民センター、すぎなみ協働プラザなどで配布）に付いている郵便振替用紙で振り込み。
- お近くの金融機関から＝地域課協働推進係へお申し出ください。納付書を送付します。
- 地域課協働推進係で＝直接お越しください。

※インターネットによるカード決済も可能です。ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」の「杉並区」HP <https://www.furusato-tax.jp/japan/prefecture/13115> 参照。

碧雲荘の現在

杉並区天沼にあった、太宰治の暮らした碧雲荘は現在、大分県の温泉地・湯布院に移築され、「ゆふいん文学の森」として新たなスタートを切っています。

◆碧雲荘の現在

碧雲荘は、作家・太宰治が一時暮らしていたアパートでした。さまざまな方の縁が繋がり、大分県の温泉地である湯布院に移築され、4月に「ゆふいん文学の森」として新たなスタートを切りました。1階は昭和初期の文学全集などを納める書棚のほか、ギャラリーやカフェ、太宰に関する資料の展示室などがあります。2階にある当時の下宿部屋は、読書スペースとして来場者が時間単位で借りることができます。

太宰の著書である「富嶽百景」では窓から見える富士山のことが書かれています。場所を変えた今は「豊後富士」と呼ばれる由布岳の姿が見えます。時間を気にせず読書にふける。そんなゆったりとした時を過ごすことができます。



また、この「ゆふいん文学の森」では交換型古書店「輪廻転読」という取り組みをしています。こ

れは「どこかの誰かに読んでほしい本」を「どこかの誰かが読み終えた本」と交換するという仕組みです。

大分に行く際は「どこかの誰かに読んでほしい本」を持って「ゆふいん文学の森」に立ち寄ってみてはいかがでしょうか。



太宰治ゆかりの碧雲荘～ゆふいん文学の森

「ゆふいん文学の森」での桜桃忌のイベントの様子や、天沼から湯布院へ碧雲荘が移築されるまでをまとめた動画です。YouTubeで見ることができます(右のQRコードからアクセスできます)。(提供)：COM



ゆふいん文学の森

【営業時間】午前10時～午後5時(年末年始を除く)

【入館料】700円(ドリンクセット付き)

【場所・問い合わせ】ゆふいん文学の森(大分県由布市湯布院町川北字平原1354-26 ☎0977-76-8171)

【その他】詳細は、同施設 <http://bungaku-mori.jp/> をご覧ください。



秋野菜収穫と越後牛の角突き観戦ツアー

区の交流自治体である新潟県小千谷市で、秋野菜の収穫や国指定重要無形文化財の「牛の角突き」観戦を楽しむツアーです。

【日時】9月30日(土)～10月1日(日)(1泊2日。4食付き)

【内容】秋野菜収穫、郷土料理体験、牛の角突き観戦ほか

【定員】35名(申込順)

【参加費】1万7800円

【申し込み・問い合わせ】電話で、Nツアーコールセンター ☎0570-076-888 (午前9時～午後7時(土・日曜日、祝日は午前10時～午後6時))



平和への祈りを込めて黙とうをささげましょう

間もなく、広島と長崎の72回目の原爆の日を迎えます。戦争や核兵器による惨禍を二度と繰り返さないために、原爆死没者・戦没者の冥福と世界の恒久平和の実現を祈念し、それぞれの時刻に合わせて1分間の黙とうをささげましょう。家庭や地域、職場で平和の尊さを見つめなおし、平和の誓いを新たにしましょう。

- 広島=8月6日(日)午前8時15分
- 長崎=8月9日(水)午前11時2分
- 全国戦没者追悼式=8月15日(火)正午

園区民生活部管理課庶務係



2017夏 耐震キャンペーン

いつ起こるか分からない巨大地震から私たちの命を守るため、建築物の耐震化に向けた具体的な対策を進めましょう。

【内容】下記のとおり

【対象】都内在住・在勤・在学の方

【問い合わせ】東京都都市整備局市街地建築部建築企画課 ☎5388-3348

【その他】詳細は、東京都耐震ポータルサイト <http://www.taishin.metro.tokyo.jp/> 参照

●建物の耐震改修工法等の展示会

☎8月27日(日)～29日(火)午前10時～午後6時(29日は4時まで) 園新宿駅西口広場

●耐震化個別相談会

☎8月31日(木)午前10時30分～午後1時 園都政ギャラリー(新宿区西新宿2-8-1)

園30組(申込順)

●耐震フォーラム「いつか来る地震に備えて、知っておこう、耐震化のキホン!」

☎8月31日(木)午後1時～4時15分 園都民ホール(新宿区西新宿2-8-1) 園250名(申込順)

●防災体験・耐震改修バスツアー

防災体験施設と耐震改修事例の見学をします。

☎9月1日(金)午後=東京大学地震研究所(文京区)・マンション(世田谷区) ▶ 8日(金)=そなエリア東京(江東区)・テナントビル(中央区) ▶ 9日(土)午後=立川防災館(立川市)・マンション(八王子市) 園各日20名(申込順)

..... いずれも

園東京都耐震ポータルサイトから申し込み(展示会を除く)

すぎなみ防災まちづくり2017

～ご家庭で「防災・減災」を考えるきっかけに

☎8月19日(土)午後1時～4時 園杉並第六小学校(阿佐谷南1-24-21) 園区内在住・在勤・在学の方 園建築課不燃化推進係

◇講演・講話

「地域防災行動力を高めて、大地震に備えよう」

☎午後1時30分 園杉並消防署 園60名(先着順)

「木密地域における道路整備と防災まちづくり」

☎午後2時20分 園東京工業大学教授・大佛俊泰 園60名(先着順)

◇体験・訓練

☎午後1時～4時 園ミニ防火衣装着体験～消防士の格好で消防車の前で写真撮影、起震車体験(雨天中止)、消防訓練(消火器・AED)、パネル展示(警察・消防・防災・ガス・耐震・不燃化・狭あい道路など)

◇建て替え相談会

不燃化特区・耐震・建て替えなど、区職員や専門のアドバイザーが対応します。

☎午後2時～4時

